

平成23年度 財政援助団体等監査 指摘事項措置状況

《財団法人 神戸市民文化振興財団》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況																				
ア 契約に関する事務 (ア) 決裁区分に応じた決裁をなすべきもの 財団の専決規程に応じた決裁がなされていない事例が見受けられた。個々の契約に際して、専決規程に基づく適切な事務処理をすべきである。 (事例)	財団全体として適切な対応を徹底する必要がある、区民センター全館長が出席する館長会及び本部管理職が出席する定例会で、今後の事務にあたっての規程順守及び適切な事務処理について、職員に周知すると共に徹底を指示した。 今後このような誤りのないよう留意する。	措置済																				
<table><tr><th>件 名</th><th>契約金額</th><th>誤</th><th>正</th></tr><tr><td>文化情報誌「KOBE C 情報」の発行</td><td>9,601,200</td><td>常務理事</td><td>専務理事</td></tr><tr><td>「神劇まわり舞台」の分担金</td><td>1,080,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神戸文化ホール練習室 アップライトピアノ更新</td><td>574,875</td><td>部長</td><td>常務理事</td></tr><tr><td>区民センター 屋上排水管補修</td><td>546,000</td><td>館長</td><td>常務理事</td></tr></table>			件 名	契約金額	誤	正	文化情報誌「KOBE C 情報」の発行	9,601,200	常務理事	専務理事	「神劇まわり舞台」の分担金	1,080,000			神戸文化ホール練習室 アップライトピアノ更新	574,875	部長	常務理事	区民センター 屋上排水管補修	546,000	館長	常務理事
件 名	契約金額		誤	正																		
文化情報誌「KOBE C 情報」の発行	9,601,200		常務理事	専務理事																		
「神劇まわり舞台」の分担金	1,080,000																					
神戸文化ホール練習室 アップライトピアノ更新	574,875	部長	常務理事																			
区民センター 屋上排水管補修	546,000	館長	常務理事																			
ア 契約に関する事務 (イ) 適正な時期に決裁をすべきもの 契約に係る決裁の起案日と契約締結日の整合性が取れていない事例があった。また、消耗品購入等の支出決議において、契約日の誤記載、納品検査日と起案日の不整合等が散見された。 適正な時期の起案、決裁記載内容の再確認などを徹底すべきである。 (事例)	財団全体として適切な対応を徹底する必要がある、区民センター全館長が出席する館長会及び本部管理職が出席する定例会で、今後の事務にあたっての規程順守及び適切な事務処理について、職員に周知すると共に徹底を指示した。 今後このような誤りのないよう留意する。	措置済																				
・「KOBE C 情報・臨時号及びポスター」の制作・配送業務」の契約 契約締結日 平成22年6月1日 決裁の起案日 平成22年6月21日 ・「クリスマス マリンバコンサート」の共催協定 契約締結日 平成22年10月23日 決裁の起案日 平成22年11月1日 ・「すずらんホールコンサートVol.41」に係る出演者との契約 契約締結日 平成23年1月5日 決裁の起案日 平成23年1月19日 ・「事務用品購入(区民センター)」の支出決議 契約日 平成23年1月19日 見積書提出日 平成23年1月20日 納品検査日 平成23年1月28日 決裁の起案日 平成23年2月19日																						

ア 契約に関する事務 (ウ) 委託契約書に基づき精算すべきもの 区民センターの設備管理業務の委託契約書には精算事項が入っていないにもかかわらず、契約相手が提出した精算報告書に基づいて、精算を行っている事例があった。 委託料の精算を行う場合は、当初契約書に精算条項を明記しておくべきである。 (事例) 委託業務の精算(返還)金額	24年度以降の契約は、当初契約に精算条項を入れる方式に改めるとともに、23年度の契約には精算条項が入っていないことから、変更契約を締結し、その中で精算条項を明記するようにした。	措置済
	188,013円 (当初契約額	93,300,480円)